

保護者のみなさまへ

就学援助のお知らせ

和歌山市教育委員会

和歌山市では、お子さまが学校で楽しく勉強できるように、学用品費などにかかる費用の一部を援助できる制度があります。

この制度の対象となるのは、和歌山市に住所を有する和歌山市立の小・中・義務教育学校の児童生徒、和歌山大学教育学部附属小・中学校、県立向陽中学校、県立桐蔭中学校に在学する児童生徒の保護者となります。

1 援助の内容

○学用品費等 ○修学旅行費 ○学校給食費（無償化対象外の学校）

○社会見学費（附属を除く小学校）

○新入学児童生徒学用品費等（小1・中1の学年対象）

※別紙「就学援助費（新入学児童生徒学用品費等）の入学前支給について」参照

※新入学児童生徒学用品費等については、他市町村での支給や就学援助以外の制度等で同様の内容の支給を受けた方は除きます。

※生活保護を受けている場合は上記のうち修学旅行費、社会見学費が対象となります。

2 援助を受けることができる場合（準要保護に該当する方）

児童扶養手当全部受給者または、世帯の総所得が認定基準額以下の場合。

※総収入ではありません

（例）認定基準額（家賃考慮なし） 親40歳の場合

親1人、子6歳	…約169万円	両親、子6歳	…約195万円
親1人、子6歳、14歳	…約235万円	両親、子6歳、14歳	…約254万円
親1人、子6歳、9歳、14歳	…約282万円	両親、子6歳、9歳、14歳	…約299万円

（上記金額は参考例であり、世帯人数、年齢、借家家賃等で認定基準額が変動します。）